

事 務 連 絡
令和3年6月15日

各都道府県 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

「医療従事者等向けに配分されたワクチンの有効活用について（訂正）」
に関する質疑応答集（Q&A）について

医療機関に残存したワクチンの有効活用については、「医療従事者等向けに配分されたワクチンの有効活用について（訂正）」（令和3年5月28日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「事務連絡」という。）においてお知らせしたところです。

今般、当事務連絡に関する質疑応答集を別添のとおり作成いたしましたので、管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び接種を予定する医療機関並びに関係団体にご連絡いただくようお願いいたします。

(別添)

「医療従事者等向けに配分されたワクチンの有効活用について（訂正）」
に関する質疑応答集（Q&A）

Q 自施設において保管するワクチンについて、医療従事者等への接種が具体的に予定されていない場合に、当該医療機関の患者や当該医療機関の従業員・患者の家族等、優先順位に該当する者以外の者に接種してもよいか。

A

事務連絡においては、自施設において医療従事者等への接種が具体的に予定されていない場合は、高齢者を含む一般住民向け接種への使用、他施設への融通等により、迅速にワクチンを使用するようお願いしているところですが、このように医療機関に残存するワクチンについては、自治体と相談の上、ワクチンの余剰が発生した場合の取扱いと同様に、当該医療機関の患者等に対して接種することは差し支えありません。特に、有効期間による期限切れを防ぐ必要がある場合には、積極的な対応をお願いします。

※（参考）「新型コロナワクチンの余剰が発生した場合の取り扱いについて」（令和3年5月25日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）